

県南広域振興局長告示第96号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成22年6月1日

県南広域振興局長 藤 尾 善 一

- 1（1）道路の種類 県道  
（2）路線名 一関北上線  
（3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
西磐井郡平泉町長島字田頭31番5地先から9番1地先まで	新	m 35.3～13.6	m 155.5
	旧	38.8～14.3	155.5

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局土木部一関土木センター

イ 期間 平成22年6月1日から同年7月1日まで

- 2（1）道路の種類 県道  
（2）路線名 遠野東和自転車道線  
（3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
遠野市土淵町土淵5地割93番2地先から108番2地先まで	新	m 13.0～5.8	m 157.8
	旧	11.4～5.8	157.8

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局土木部遠野土木センター

イ 期間 平成22年6月1日から同年7月1日まで